

2026年3月 日

豊岡市長 門間 雄司 様

豊岡市公営企業審議会  
会長 都築 洋一郎

今後の水道料金・下水道使用料のあり方について（答申）

2025年6月2日付け、豊水第34号・豊下第41号で諮問のあった今後の水道料金・下水道使用料のあり方について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。



## 1 はじめに

豊岡市は、2005年4月1日の市町合併により発足し、県下最大の面積697.55 k m<sup>2</sup>を有する。現在の人口は7万4千人弱で、市町合併時と比較して1万5千人程度減少しており、広大な市域には数多くの上下水道施設が点在している。

本市の上水道は、全域をひとつの水道事業（6給水区）として経営しており、2024年度末現在、普及率は99.9%に達している。

また、下水道は、地域の特性に応じた整備が進められ、2024年度末現在、普及率は99.4%に達し、水洗化率は95.3%となっている。

上・下水道とも、人口減少等に伴って料金・使用料収入が減少傾向にあり、今後はこの傾向がさらに加速することが予測される。

その一方で、近年の物価高騰等の影響により施設の維持管理費用は増大する見通しである。加えて、管路の耐震化等、災害に備えた整備を進める必要があること、また、過去に集中的に整備した施設や管路の老朽化が進み、特に下水道事業においては一斉に更新時期を迎えつつあることから、今後、必要な経費は増大していく見通しであり、厳しい状況が続くと見込まれる。

上・下水道は、安全・安心な市民生活や企業活動に必要不可欠なライフラインであり、事業を将来にわたって安定的に継続していかなければならない。

そのためには、適正な料金・使用料の設定とともに、徹底した事務事業の効率化により経営の健全化に取り組む必要がある。

## 2 答申

### (1) 水道料金

水道事業については、2023年に平均改定率17.3%の料金改定を行っている。施設更新時にはダウンサイジングや周辺施設との統廃合事業を進めていることもあり、2027年度から2031年度の5年間は概ね安定した経営が可能な見通しであることから、現行の水道料金を据え置くことが適当である。

### (2) 下水道使用料

下水道事業については、2016年に平均改定率11.3%の使用料改定を行ってから10年が経過しようとしている。この間の使用料収入は人口減少による水需要の減少に加えて、水洗化率の伸びも頭打ちのため、減少傾向にあり、今後はこの傾向がさらに加速すると予測される。また、近年の物価高騰等の影響により施設の維持管理費用は増大する見通しである。加えて、およそ20年後には耐用年数を経過した管路の更新期を一斉に迎えるなど、事業に必要な経費は増大していく見通しであり、より厳しい状況になると見込まれる。

さらに、特筆すべき事項として、このまま使用料収入の減少、経費の増大が続く場合、本来、下水道使用料で賄うべく、施設の維持管理費や減価償却費、支払利息といった資本費を現行の使用料水準では回収することが難しくなり、将来的に経費回収率が100%未満となる見込みであり、下水道経営の持続可能性の確保が困難となる見通しである。この度、一般会計から下水道事業会計への繰入基準について見直しが行われ若干状況が改善されるものの、将来の単年度損失を解消するまでには至っていない。下水道事業を健全な経営にするためには、より一層の自助努力に加えて、下水道使用料の見直しが必要である。

また、下水道は、生活に欠くことのできない極めて重要な生活インフラであり、実体資本の維持及び使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、将来の更新需要が新設当時と比較して増大することを見込み、資産維持費を考慮した使用料の見直しが必要である。

使用料の見直しにあたっては、「適正な原価に基づく使用料算定」を前提とし、「安定した使用料収入の確保」、「需要者間の負担の公平性」、「世代間の負担の公平性」等を総合的に考慮することが必要で

ある。

以上を踏まえ、次の3点を考慮した下水道使用料体系とすることが適当である。

- ア 使用料算定の期間は、基本的には2027年度から2031年度までの5年間とするが、2032年度以降に大きな改定率とならないように2036年度までの10年間をベースに総括原価により、経費回収率100%以上を維持できるよう算定すること。
- イ 使用料対象経費には、維持管理費、資本費及びサービスの維持向上及び施設の維持のための資産維持費を含めることとし、資産維持率は年0.5%とすること。
- ウ 使用料体系は、現行の基本使用料と従量使用料の二部使用料制とし、使用料総収入に占める基本使用料収入の割合を30%程度とすること。

付属資料として、審議会において検討した使用料表とその検討経過を添付するので参考とされたい。

### 3 付帯意見

今回の諮問事項に対する答申は前述のとおりであるが、審議会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付することとしたので、今後における事業運営にあたり配慮されたい。

#### (1) 共通

ア 人口減少等に伴い料金・使用料収入が減少していくことが確実と予測されるなかで、将来にわたって安定して事業を継続するためには適正な料金・使用料収入の確保が不可欠である。今後も5年ごとに料金・使用料のあり方について検討することが適切であると考え、安易に値上げを求めることのないよう、絶えず徹底した経費縮減、経営の効率化、健全化に努めなければならない。

そのためには、中長期的な視野に立った計画的な経営が必要である。随時、「経営戦略」の見直しを行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むこと。

イ 事業に対する理解が得られるよう、市民や使用者の視点に立った、分かりやすい情報発信に努めること。

#### (2) 水道事業

ア この5年間の水道料金について据え置くことが適当としたが、今後の社会情勢等を注視し、経営悪化を招く恐れがある事態が生じたときは、臨機応変に料金見直しの必要性の検討を行い、審議会の意見を聞くこと。

イ 2033年度以降の経営状態は必ずしも良好とはいえない見通しとなっている。将来にわたっての経営の健全化を図るためにも、更なる経費削減等の経営改善をすること。

#### (3) 下水道事業

ア 下水道の水洗化率の伸びが頭打ちとなっているが、下水道への接続を促し、下水道使用者を増やすことは、使用料収入の増加だけでなく、周辺の公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全にも繋がる。

未接続の世帯や施設に対する接続促進については、これまでの取り組みに加え、新たな方策などを検討し、未接続の解消に一層

努めること。

イ 近い将来、施設の大量更新期を迎えるにあたり、施設・設備の長寿命化等による更新費用を抑えるとともに、更新費用の平準化を図ること。また、将来の水需要の減少を踏まえ、既存施設・設備の廃止や統廃合、ダウンサイジング等に取り組み、過剰な投資は厳に慎むこと。

ウ 今後、人口減少により、過疎化が進む。下水道事業は、生活に欠くことのできない極めて重要な生活インフラであり、サービスを提供し続ける必要があるため、現行に代わる浄化槽への転換等、新たなサービス提供方法等を検討するとともに、民間活力の積極的な活用やデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することで、効率的かつ持続可能な事業運営の実現可能性についても研究すること。

エ 答申では基本使用料の割合を上げることとしているが、その趣旨について使用者の理解を得られるよう、十分な説明を行うこと。また、使用者からの相談等には、親切、丁寧な対応に努めること。

オ 下水道事業の収益の中で、公費負担としての一般会計から下水道事業会計への繰出金は大きな比率を占めており、事業の経営にも大きな影響を与えるものである。

今回、豊岡市の繰出基準が見直されたが、公費負担としての繰出しは、適正な使用料の算定の面からも、的確に一般会計が負担すべきものであり、今後、国において繰出基準の見直しがあった場合には、豊岡市の繰出基準に適切に反映すること。

なお、地方公営企業としての受益者負担の原則、独立採算の面から、赤字補てん目的の繰出しは今後も行うべきではない。

カ これまで国策として下水道事業の普及に努めてきた歴史から、更新に対しても、一定の国の財政的支援が不可欠であることから、国・県に対して国庫補助金等の補助率を高くする等の支援を継続して要望すること。

キ 特別使用料（公衆浴場）については、不公平感が生じないように、十分な説明と適切な運用に努めること。

ク 今後の社会情勢等を注視し、経営悪化を招く恐れがある事態が生じたときは、臨機応変に使用料見直しの必要性の検討を行い、審議会の意見を聞くこと。



## 付 属 資 料

資料 1 豊岡市公営企業審議会委員名簿

資料 2 審議経過

資料 3 審議会で検討した使用料表

資料 4 諮問書

## 豊岡市公営企業審議会委員名簿

会 長	都 築 洋一郎
副会長	瓶 内 栄 作
副会長	平 野 慎 二
委 員	上 田 恭 三
委 員	島 崎 栄 子
委 員	田 里 有 香
委 員	中 易 佳 恵
委 員	難 波 正
委 員	西 村 昇 一
委 員	橋 本 和加子

(敬称略)

## 審 議 経 過

回数	開催日・場所	審議事項
第 1 回	2024年11月 1 日（金） 豊岡稽古堂 3 階 交流室 3 - 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道事業の現状と課題</li> <li>・上下水道事業の概要と今後の取組み</li> <li>・2023年度の決算状況と今後の収支見通し</li> <li>・水道料金・下水道使用料見直し検討スケジュール</li> </ul>
第 2 回	2025年 6 月 2 日（月） 豊岡稽古堂 3 階 交流室 3 - 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問「今後の水道料金・下水道使用料のあり方について」</li> <li>・上下水道事業の現状と課題</li> <li>・上下水道事業の概要と今後の取組み</li> <li>・上下水道会計のしくみ</li> <li>・今後の収支見通し</li> <li>・水道料金・下水道使用料見直し検討スケジュール</li> </ul>
第 3 回	2025年 7 月 15 日（火） 豊岡稽古堂 3 階 交流室 3 - 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業 今後の収支見通し</li> <li>・下水道事業 今後の収支見通し</li> <li>・審議の流れ</li> <li>・下水道使用料算定の基本的考え方</li> </ul>
第 4 回	2025年 8 月 27 日（水） 佐野浄水場管理棟 2 階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道使用料算定の基本的考え方</li> <li>・資産維持費の算定方法</li> <li>・下水道使用料対象経費</li> <li>・次回の審議内容</li> </ul>
第 5 回	2025年11月27日（木） 佐野浄水場管理棟 2 階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況報告</li> <li>・一般会計繰入金</li> <li>・下水道使用料対象経費（資産維持費なし）</li> <li>・資産維持費の算定方法</li> <li>・下水道使用料対象経費（資産維持費あり）</li> </ul>

第6回	2025年12月25日（木） 市役所本庁舎2階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況報告</li> <li>・今後の収入見込</li> <li>・今後の事業費</li> <li>・下水道使用料体系の検討</li> </ul>
第7回	2026年1月29日（木） 市役所本庁舎2階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業の現状</li> <li>・下水道使用料体系の検討</li> </ul>
第8回	2026年2月17日（火） 市役所本庁舎3階 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回までの審議内容の最終確認</li> <li>・答申について</li> </ul>
第9回	2026年3月30日（月） 市役所本庁舎3階 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申「今後の水道料金・下水道使用料のあり方について」</li> </ul>

## 審議会 で 検 討 し た 下 水 道 使 用 料 表

## 1. 一般使用料

区分		現行単価	改定単価 (案)	現行単価 との比較	
基本使用料		660 円	1,452 円	+792 円	
従量使用料 (1 m <sup>3</sup> 当たり)	使用水量	1~10m <sup>3</sup>	88.0 円	88.0 円	±0 円
		11~30m <sup>3</sup>	187.0 円	187.0 円	±0 円
		31~50m <sup>3</sup>	214.5 円	214.5 円	±0 円
		51~100m <sup>3</sup>	242.0 円	242.0 円	±0 円
		101~500m <sup>3</sup>	269.5 円	269.5 円	±0 円
		501m <sup>3</sup> ~	286.0 円	286.0 円	±0 円

※単価には消費税及び地方消費税（10%）を含む。

## 2. 特別使用料（公衆浴場）

区分		現行単価	改定単価 (案)	現行単価 との比較
基本使用料		660 円	1,452 円	+792 円
従量使用料(1 m <sup>3</sup> 当たり)		44.0 円	44.0 円	±0 円

※単価には消費税及び地方消費税（10%）を含む。

## 【検討内容】

### 1. 検討に当たっての基本的な方針

- (1)使用料算定の期間は、基本的には2027年度から2031年度までの5年間とするが、2032年度以降に大きな改定率とならないように2036年度までの10年間をベースに総括原価により、経費回収率100%以上を維持できるよう算定すること。
- (2)使用料対象経費には、維持管理費、資本費及びサービスの維持向上及び施設の維持のための資産維持費を含めることとし、資産維持率は年0.5%とすること。
- (3)使用料体系は、現行の基本使用料と従量使用料の二部使用料制とし、使用料総収入に占める基本使用料収入の割合を「下水道使用料算定の基本的考え方」（公益社団法人 日本下水道協会）に基づく30%程度とすること。

### 2. 繰入金について

見直し幅を抑制するため、市財政課と調整し、一般会計から下水道事業会計への繰入金の見直しをした。

### 3. 改定案

改定案1、改定案2、改定案3の3つを参考に検討した。

一般使用料単価表（改定案）

区分		現 行	改定案 1	改定案 2	改定案 3
基本使用料		660 円	1,452 円	1,155 円	1,452 円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> 当たり)	1～10m <sup>3</sup>	88.0 円	88.0 円	99.0 円	99.0 円
	11～30m <sup>3</sup>	187.0 円	187.0 円	198.0 円	198.0 円
	31～50m <sup>3</sup>	214.5 円	214.5 円	220.0 円	225.5 円
	51～100m <sup>3</sup>	242.0 円	242.0 円	247.5 円	253.0 円
	101～500m <sup>3</sup>	269.5 円	269.5 円	275.0 円	280.5 円
	501m <sup>3</sup> ～	286.0 円	286.0 円	291.5 円	297.0 円

※単価には消費税及び地方消費税（10%）を含む。

それぞれの案の特徴は次のとおり。

(1)改定案 1

使用料対象経費の配賦結果を基本とし、基本使用料のみを改定する案。

使用料総収入に占める基本使用料収入の割合が、「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づく 30%程度と 3 案の中で最も高くなり、そのため、使用水量の多寡に関係なく安定した収入確保が見込める。

(2)改定案 2

使用者数が最も多い 30 m<sup>3</sup>以下の水量区分において、使用料総収入に占める基本使用料収入の割合が目標とする 30%程度となるよう、基本使用料及び各水量区分の従量使用料を改定する案。

3 案の中で最も低い改定率となるが、使用料総収入に占める基本使用料収入の割合が 23.7%と最も低くなる。

(3)改定案 3

使用料対象経費の配賦結果を基本とし、基本使用料及び従量使用料を改定する案。

3 案の中で最も高い改定率となるため、長期収支見通しでの単年度損失が発生する年度が 3 案の中で最も後年となる。

4. 結論

3 つの改定案を、使用料総収入に占める基本使用料収入の割合が、「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づく 30%程度としながら、加えて、「安定した使用料収入の確保」「需要者間・世代間の負担の公平性」等の観点から比較・検討して改定案 1 を最終改定案とした。

豊岡市公営企業審議会  
会長 都築 洋一郎 様

豊岡市長 門間 雄司



今後の水道料金・下水道使用料のあり方について（諮問）

水道・下水道は、市民生活を守るライフラインであり、安全で安心な飲料水を安定供給し、また、環境にやさしい水循環システムと快適な暮らしを確保するための重要な役割を果たしています。

上下水道事業を取り巻く状況は、人口減少や節水機器の高性能化などにより、水需要が減少傾向にあります。

近年、全国的に水道管・下水道管の老朽化による破損事故が頻発し、また能登半島地震をはじめとする大規模災害では水道管・下水道管の復旧が難航していることから、老朽管の適切な更新と耐震化が喫緊の課題となっています。

上下水道事業の経営においては、現有施設の規模の適正化や効率的な運用を図り、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立することが必要です。

現在の料金体系は、2022年度から2026年度までの5年間を算定期間とし、2027年3月で算定期間を終了します。

水需要が減少傾向であることから、水道料金・下水道使用料についても減少傾向にあり、事務の効率化や投資の合理化を図ってもなお厳しい経営状況が見込まれ、持続可能な経営基盤の強化を図るためには両事業とも適正な料金水準の確保が必要です。

つきましては、今後の水道料金・下水道使用料のあり方について、多角的な視点からご審議いただきたく、貴審議会に諮問いたします。